

院内感染防止対策に関する取り組み事項

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策をクリニック全体として取り組み、病院に関わるすべての人々を対象として、院内感染発生予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染防止対策のための組織に関する基本事項

院内感染管理者である院長を中心に、クリニック全体の感染防止対策に関する事項を検討します。また、院内ラウンドやコンサルテーションを行い、感染防止対策の実働的な役割を担います。

3. 院内感染防止対策のための職員研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行います。

4. 感染症発生状況報告に関する基本事項

法令に定められた感染症届出の他、院内感染発生や薬剤耐性菌検出等の報告を受け、院内にて情報を共有し、必要に応じた感染対策の周知や指導を行います。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

院内感染が疑われる場合は、感染対策委員会が迅速に感染拡大の防止を行います。また、必要に応じて地域の医療機関や保健所と連携し、速やかに対応します。

6. 患者さまへの情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。あわせて感染防止の意義および手洗い・マスクの着用などについて、ご理解とご協力をお願いします。

7. 地域連携

医師会主催のセミナーに参加し、近隣医療機関と共に感染対策の向上に努めます。

8. その他の当院における院内感染対策推進のために必要な基本方針

- 1) 感染防止対策の推進のため「院内感染防止対策マニュアル」を作成し、職員への周知と遵守の徹底を図るとともに、見直し及び改訂を継続的に行います。
- 2) 職員は自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、B型肝炎、インフルエンザ等の予防接種に努め、健康管理に留意します。
- 3) クリニックは、厚生労働省 院内感染対策サーベランスに参加し、院内感染対策に有用な情報の収集に努めています。